

令和7年度

高島市自立相談支援機関年次レポート

つながり応援センターよろず／湖西地域働き・暮らし応援センター



高島市／高島市社会福祉協議会／ゆたか会

令和8年4月

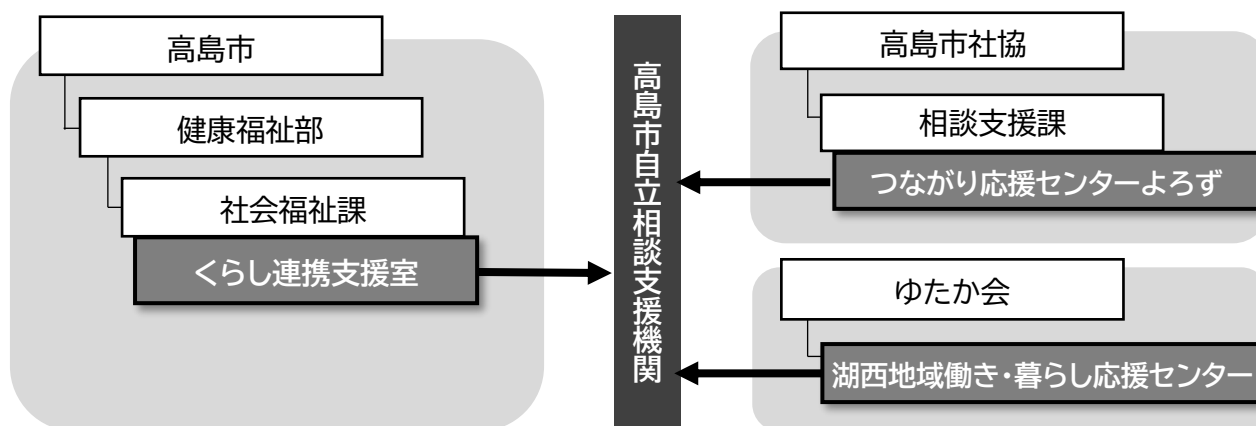
【 目 次 】

1. 相談支援のための体制	2
自立相談支援機関の運営体制／人員配置／実施事業	
2. センター運営・事業の進行管理のための会議	3
支援管理・運営管理ミーティング／支援調整会議	
3. 相談支援業務の実績	4
(1) 自立相談支援機関への相談の概況	
1) つながり応援センターよろず／相談受付／相談の傾向／プラン作成	4
2) 働き・暮らし応援センター／相談受付／相談の傾向／企業の受入状況／プラン作成	7
4. 事業推進のネットワークや開発的取り組みの実績	9
(1) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の種類と目的	9
(2) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績	10
1) 高島市自立相談支援機関運営委員会	10
2) 庁内連携つむぎあい会議	12
3) つながり応援支援者ネットワーク会議	13
4) 子どもの貧困対策情報交換会	14
5) 就労支援機関連絡会	15
(3) 多機関連携を進める取り組みや開発的取り組みの実績	16
1) 相談支援機関や相談窓口職員のためのネットワークづくり	16
2) 生活困窮者支援のための緊急支援物資支援のネットワークづくり	18
3) ひきこもり状態にある方の支援のための取り組み	18
4) 生活困窮世帯およびひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業	20
5) 就労支援に関する事業	23
(4) その他 関連事業の取り組みの実績	25
分野別相談支援センター連絡会／就労支援事業・就労準備支援事業との一体実施	25
高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み	26
5. 広報・啓発等の取り組みの実績	27
広報／その他会議・取り組み等／研修参加／視察・視察受入等	27
6. これから取り組むべきこと	32
巻末資料	34
高島市自立相談支援事業の歩み／事業推進ビジョンイメージ図／事業の広がり図／各種事業要綱等	

1. 相談支援のための体制

(1) 自立相談支援機関の運営体制

社会福祉法人高島市社会福祉協議会の「つながり応援センターよろず」（以下、「よろず」）、社会福祉法人ゆたか会の「湖西地域働き・暮らし応援センター」（以下、「働き・暮らし」）に、高島市自立相談支援機関が設置され、高島市健康福祉部社会福祉課くらし連携支援室との共同事務局体制のもと運営を行いました。



(2) 人員配置

主任相談支援員 1 名

相談支援員 1 名

家計改善支援員 1 名

子どものあしたコーディネーター1 名（以上、よろずに配置）

就労支援員 2 名（働き・暮らしに配置）

(3) 実施事業

- 1) 自立相談支援事業
- 2) 家計改善支援事業
- 3) 生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業
- 4) ひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業
- 5) 就労支援事業
- 6) 被保護者就労支援事業

※ 1) ～ 4) はよろず、5) と 6) は働き・暮らしが実施。

2. センター運営・事業の進行管理のための会議

日々支援にあたる相談支援員がケースを抱え込まず、センターとして支援の進行管理が行えるよう「個別支援ミーティング」を実施しました。さらに検討が必要な時は随時「個別アセスメント会議」を開催しました。

プラン作成に係る「支援調整会議」は、各相談支援員が時期を意識し面談やプランニングを行うよう定例化し、「支援管理ミーティング」において実施しました。

また、実施事業の進行管理を行うために、定期的に「運営管理ミーティング」や「事務局会議」を実施しました。

（１）支援管理・運営管理ミーティング （開催回数 17 回）

相談受付状況や、支援ケース全体の状況把握と進行管理、および事業運営に関する進行管理を行うために月 1 回の頻度で開催しました。

（２）支援調整会議 （開催回数 12 回）

プラン作成や支援継続、また終結のための評価を行うため、支援管理ミーティングに合わせて実施しました。

3. 相談支援業務の実績

(1) 自立相談支援機関への相談の概況

1) つながり応援センターよろず（自立相談・家計改善相談）

① 相談受付

新規相談受付件数は 83 件あり、昨年度とほぼ横ばいでした。

(表 1-1) 月別相談件数推移

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	5	6	4	10	4	9	6	13	6	7	6	7	83

② 相談の傾向

新規相談の約 8 割を家計に関する相談が占めています。物価高騰が幅広い世代の家計を圧迫しており、年金生活者や低所得世帯においては従来の生活水準を維持していても資金が不足するケースが目立ちました。また、生活費の不足だけではなく、多重債務や市税等の滞納も発生しており、相談者の約 3 割が生活福祉資金等の貸し付けを希望して相談にられました。

・年代別の特徴

幅広い年代から相談が寄せられました。

20 代では、ゲーム課金、クレジットカードの返済などが原因で生活費が足りず、貸付を希望して相談にられるケースが目立ちました。

30 代～40 代では、相談者個人の離職などの問題に留まらず、配偶者のギャンブルによる借金や離婚に伴う生活苦など、家族の問題が絡み合い困窮している特徴がみられました。

50 代～60 代からは、精神疾患や脳卒中などの病気による離職に伴う困窮、子の引きこもりや債務などの課題、生活費を補うための貸付相談まで多岐にわたる相談が寄せられました。

70 代以上は、年金だけでは生活が覚束ないなどの相談が寄せられましたが、高齢のため再就職や収入増加が困難であるケースが多く、自力での状況改善が難しい課題が浮き彫りになりました。

・相談者の状態像

精神的な不安定さを抱え、安定した就労が難しく、自力で十分な収入を得ることが困難な状態の方が多く見られました。

また、高齢者世帯と単身世帯が半数を占め、家族や親族がいない、あるいは頼ることができない状態の方が増えています。ご本人の理解力にも弱さが見られ、市役所や弁護士事務所へ赴いた際に、複雑な課題を自分自身で説明することが困難な状態にあり、他に頼れる者もないため、支援者による同行支援の必要性が高まっているケースが増えています。

子の引きこもりや家族の介護・看護といった家族の問題を抱える方からの相談も顕著に増加しています。

(表 1-2) 相談者の年齢構成

	～20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	不明	計
男性	5	3	7	9	6	10	2	42
女性	3	4	7	13	5	7	2	41
計	8	7	14	22	11	17	4	83

・相談経路

本人からの問い合わせが全体の半数以上を占め、インターネット検索等を通じて自ら支援先を探されようずへの相談に至る方が増えています。中には AI に相談をし、よろずの相談窓口を紹介されたという方もおられました。

支援機関からの相談については、これまでと同様に高齢や障がい、子ども関係の支援機関からの相談が多く見られましたが、その他も含め 23 もの機関から相談がつながっており、多様な機関への周知が広がっていることが分かります。

これまで構築してきた関係機関とのネットワークに基づく連携が機能し、困りごとを抱える方が適切な支援へとつながるためのセーフティネットの役割を果たしていることが分かります。

(表 1-3) 相談経路の内訳

連絡してきた人・機関				本人・家族に対する紹介元・情報源			
家庭	本人	55	66.3%	行政	社会福祉課	11	23.1%
	家族	10	12.0%		税務課	1	
高齢	あいりんつむぎ地域包括支援センター	2	21.7%		マキノ支所	1	
	高島・安曇川地域包括支援センター	2			健康推進課(保健師)	2	
	居宅介護支援事業所	4		インターネット	10		
障がい	障がい者相談支援センターコンパス	2		広告媒体	パンフレット	3	26.2%
	働き・暮らし応援センター	2			社協広報	4	
子ども	こども家庭センター	2			支援機関	社協(貸付)	
保健医療	健康推進課(保健師)	1		社協(地域福祉課)		2	
	高島保健所	1		社協(相談支援課)		2	
	今津病院	1		県社協		1	
重層・困窮	社会福祉課	1		ハローワーク		1	
合 計		83	100%	ひきこもり家族教室		1	
				高島保健所		2	
				一般社団法人ココヒト		1	
				障がい者相談支援センターコンパス		2	
				こども家庭センター		3	
				働き・暮らし応援センター	3		
				その他	民生委員	1	1.5%
				相談歴あり		7	10.7%
				合 計		65	100%

・相談機関へのつなぎ

新規相談のうち、プラン策定前に他機関へつないだ件数は 15 件で、昨年度とほぼ同数となりました。また、複数の支援者が連携して長期に伴走的に関わる世帯への支援が 16 件ありました。

一つの世帯が抱える問題が複雑化・多様化しているという傾向があり、既存の制度を組み合わせた柔軟な対応が求められていることから、多様な専門職が参加する個別支援会議への出席も増えています。市が主催する会議では、支援会議（8 世帯 20 回）、地域ケア会議等（8 世帯 10 回）に参加し支援連携を図りました。

（表 1－4）相談受付時および支援中における他機関・他制度へのつなぎ先の内訳 ※重複あり

貸付事業（社協）	30
社会福祉課（生活保護含む）	5
なんでも相談会	4
働き・暮らし応援センター	3
住居確保給付金	2
健康推進課（保健師）	2
高島保健所	2
高島市民病院地域医療連携室	1
地域包括支援センター	1
こども家庭センター	1
障がい福祉課	1
障がい者相談支援センターコンパス	1
こども家庭センター（あすくる高島）	1
子育て政策課	1
就労準備支援ホップ	1
参加支援事業ふれホップ	1
都市政策課	1
食料支援	1

③ プラン作成

自立支援プランを 26 件作成し、家計改善プランの作成は 25 件でした。

家計改善プランは、継続相談による再プラン作成 16 件、新規相談のプラン作成 9 件でした。

今年度は、プラン終結にならず再プランを作成し継続して相談支援を行うケースが多くみられました。

2) 働き・暮らし応援センター（就労支援相談）

① 相談受付

今年度 32 件の新規相談があり、昨年度からの継続相談 17 件と合わせ、計 49 件の相談を受けました。住居確保給付金においては 1 件の相談を受けました。

（表 1-5）月別新規相談件数推移

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	1	1	4	2	6	0	5	4	5	1	1	2	32

② 相談の傾向

相談者の多くは、就労面の課題だけでなく生活基盤の不安定さを背景に抱えています。そのため、就労支援と並行して家計改善支援事業を活用した生活再建のサポートを行っています。相談者の属性としては単身世帯が多く、近年は年金のみでの生活が困難な高齢者から、働く意欲を伴う相談が増加傾向にあるのが特徴です。支援の成果としては、就労準備支援事業の活用により安定した就労に繋がった事例が生まれています。一方で、住居確保給付金の受給が決まり、就労支援を開始しても、継続的な支援は希望せずに終結してしまうケースが見受けられます。生活の根本的な解決に至る前に支援が途切れてしまうことが課題となっています。

（表 1-6）相談者の年齢構成

	～20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	不明	計
男性	3	2	1	3	3	0	7	19
女性	0	1	2	1	3	0	6	13
計	3	3	3	4	6	0	13	32

○ 20 代～30 代

就労が困難となっている背景には、心理的な障壁や経験の不足、そして現在の生活環境といった複数の要因が影響しています。心理面では、過去の就職活動や実際の職場での「つまずき」経験や、就労経験が乏しいために、仕事に対する具体的なイメージを持つことができず、どのような職種が自分に適しているのか判断できずに立ち止まってしまう方も少なくありません。さらに、社会経験が限られていることから、円滑な就業に不可欠な対人関係やコミュニケーションといったソーシャルスキルが十分に身につけていないという課題もあります。加えて、生活環境においては、親と同居していることで経済的な困窮を感じにくく、結果として就労に対する切実な意欲が高まりにくいという側面も見られます。

○ 40 代～50 代

相談に訪れる多くの方は就労に対して強い意欲を持っていますが、実際の就職活動が円滑に進まず、雇用に結びつきにくいという現状があります。その背景には、家庭の事情や健康面での課題といった個別の事情があり、それらが障壁となって「自分に合った仕事をどのように探すべきか分からない」という困惑や不安につながっていることが伺えます。

○ 60 代以上

高齢層の就労をめぐるのは、まず雇用における技術的な障壁があります。年齢の影響によって選択できる職種が限られているのが現状であり、企業側が即戦力を求める傾向が強い一方で、求職者側のスキル不足により適切なマッチングが難しくなっています。また、社会的孤立と心理的な不安も深刻な課題です。単身世帯からの相談が多く、地域社会とのつながりが希薄になっている点が懸念されています。こうした状況で就労できない状態が継続すると、生きがいを感じにくくなるだけでなく、将来に対する不安がより一層強まっていくという悪循環が生じています。

③ 企業の受入状況

働くための勉強会の企業見学会では、昨年に引き続き 36 名の方が参加されました。企業での職場体験では 15 の事業所にご協力いただきました。

(表 1-7) 企業見学・就労体験数 (延べ人数)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
見学	4 (60)	7 (57)	20 (86)	13(125)	36(185)	36(131)
体験	1 (27)	4 (20)	6 (37)	5 (56)	7 (41)	3 (25)

() 内は、障がい者就業・生活支援センターを含む
令和 6～7 年度は生活保護世帯者も含む

④ プラン作成

安定した就労生活を目標に 32 件のプランを策定しました。

就職者数 16 名 (延べ人数)、増収 0 名 (延べ人数) でした。

4. 事業推進のネットワークや開発的取り組みの実績

高島市における自立相談支援事業を、官民の幅広い機関の参加と協働により推進していくために、高島市自立相談支援機関運営委員会を開催しました。本委員会では、相談支援の現場で把握された課題を共有し、課題に対して必要な取り組みや協働を検討しました。

(1) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の種類と目的

1) 高島市自立相談支援機関運営委員会

相談支援を通じて把握した問題を共有し、関係機関と協働した連携や取り組みを生み出していくための官民のネットワークとして設置しています。

2) 庁内連携つむぎあい会議（高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議）

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の連携や体制を強化するための問題共有と協議の場として設置しています。

3) つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり状態にある方の支援に関わる機関同士が、本圏域における課題を整理するとともに、必要な取り組みや連携のあり方について話し合うネットワークとして設置しています。

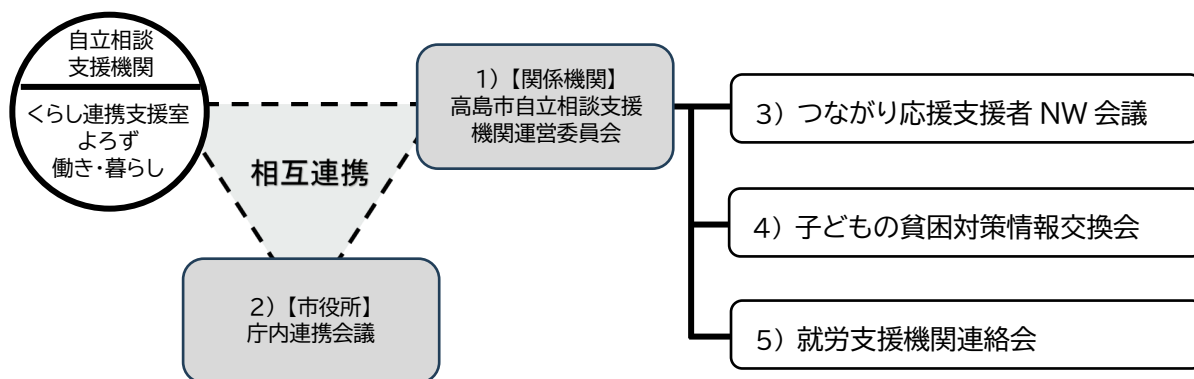
4) 子どもの貧困対策情報交換会

市内の子ども・子育て支援機関や学校教育関係者、また地域の子ども食堂の活動者等と、子ども・子育て世帯を取り巻く問題の共有や取り組みの共有を行い、各支援や取り組みがつながり合うことを目的とした場として開催しています。

5) 就労支援機関連絡会

本圏域で就労支援に関わる機関同士が情報を共有し、有機的な連携や協働につながることを目的に設置しています。

(図1) 事業推進のための関係者ネットワークの体系



※ 高島市における生活困窮者支援の展開は、官民のネットワークである「高島市自立相談支援機関運営委員会」と「庁内連携会議」を多機関が協働し事業推進を図るための2つのエンジンとして運営し、さらに具体的なテーマを協議し取り組みや連携を促進するため部会(連絡会)やプロジェクトを設置しています。

(2) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績

1) 高島市自立相談支援機関運営委員会

相談や取り組みにより把握された生活困窮者の問題に対して、多機関協働のネットワークでの課題解決に向けた連携や開発的取組を推進することを目的に開催しました。

	日時／会場	内 容
1	令和 7 年 7 月 11 日 午前 10 時～12 時／ 高島市こども若者応援ベ ースみらくる研修室 A	① 委員委嘱・委員紹介・委員長選任 ② 説明事項 ・生活困窮者自立支援制度の概要と高島市における展開 ③ 報告事項（年次レポート報告） ・令和 6 年度事業の実施状況について ④ 意見交換 ・10 年の社会変化による課題の変遷として感じることにについて ・これからの取り組みを聞いて連携できそうなこと
2	令和 8 年 2 月 5 日 午前 10 時～12 時／ 高島市役所新館 3 階 会議室 9・10	① 報告事項 ・第 1 回自立相談支援機関運営委員会の振り返り ・テーマ：生活困窮者の孤立を防ぐための専門機関と地域との協働 ② 報告事項 ・テーマに沿って各機関の取り組み報告 ①つながり応援センターよろず ②働き・暮らし応援センター ③就労準備支援事業ホップ ④くらし連携支援室 ③ 意見交換 ・地域と協働できる専門職に求められる動きや支援者像 ・地域と専門職が効果的に協働するために必要な取組み
評価	・第 1 回では、高島市自立相談支援機関の活動の根幹となる理念や方針や、10 年間積み上げてきた事業等の展開を再確認し理解を深める機会となりました。また、複雑化した課題や制度の狭間の問題に対して関係機関のネットワークにより協働して取り組んでいくことの有効性が共有され、本委員会が課題を共有し、解決に向けた「共通認識の土壌」を育むための重要な場であることを参加委員と確認することができました。 ・第 2 回では、第 1 回目の振り返りを踏まえ、地域の中で人との関わりを持って生きることや、社会的孤立を防ぐために地域全体でどのように協働できるかというテーマについて議論しました。各グループから共通して示された意見は、まず「課題意識の共有」を活動の軸に据えることの重要性です。専門職が地域社会に深く溶け込み、住民一人ひとりと信頼関係を築くことが、結果として地域のネットワーク強化や予防的な支援体制の構築へつながるということ。このように、専門職と地域が一体となることで、地域福祉における「大きな循環」を生み出していくという展望が共有される場となりました。	

○運営委員会の様子



【写真】高島市健康福祉部木下部長のあいさつの様子



【写真】委員委嘱・委員長選任の様子



【写真】グループでの意見交換の様子



【写真】運営委員長による総評の様子

2) 庁内連携つむぎあい会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の連携や体制を強化するため開催しました。なお、令和3年度から本会議（「生活困窮者自立支援対策庁内連携会議」）は、生活困窮者を含む様々な困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援体制を確立し、本市における地域共生社会の実現を目指す“地域生活つむぎあいプロジェクト”の庁内連携会議と一体的に開催しています。

	日時／会場	内 容
1	令和7年6月23日 午後1時30分～3時40分 ／高島市役所新館3階会議室11・12	① 説明：庁内連携会議および構成員の役割について ② 報告：生活困窮者自立支援事業の概要と高島市における取組み ③ 報告：地域生活つむぎあいプロジェクトの進捗状況について ④ グループワーク：「つむぎあいシートを書いてみよう！」
2	令和8年1月8日 午後1時30分～3時30分 ／高島市役所新館3階会議室11・12	① 研修：「“地域共生社会”を目指して～ともいき研修～」 ② 意思表明：「明日からの一歩」を発表
評価	・第1回は、つむぎあいシートを使った連携が増えてきていることを受けて、事例を用いて実際に「つむぎあいシート」を書く体験を実施しました。「自身の部署であれば…」 「〇〇に相談をしたことがある。」 「こんな支援ができるような機関はあるか。」 など、ひとつの事例に対して、参加者それぞれの視点で意見交換ができました。多職種連携に必要な視点を学ぶきっかけとなりました。 ・第2回は、厚生労働省がすすめる「“地域共生社会”を目指して～ともいき研修～」を実施しました。前半の動画視聴では、参加者が誰かの顔を思い浮かべるような内容の話があり、自身の価値を知るきっかけとなりました。後半のグループワークでは、他者の価値観に触れ、受け止めるロールプレイを行いました。自身と他者の価値観の違いを知り、他者の思いに寄り添って対応する経験は、日々の業務に活かすことができると思います。 ・庁内31機関が本会議の構成員となっています。会議終了後には検討結果を庁内で共有しました。	



【写真】事例をとおして「つむぎあいシート」を記入し、意見交換をおこなっている様子



【写真】3人が1グループになって、ロールプレイをおこなっている様子

3) つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり状態にある方やその家族の支援に関わる関係機関が、支援や取り組みの現状と課題の共有を行い、連携を進める場として開催しました。

今年度は「愛着形成」に関する研修と事例検討を企画し、新たに高島市子ども第三の居場所「ここくる」にも参画いただき、教育分野、福祉分野、行政等の関係機関と協議を行いました。

	日時／会場	内 容
1	令和7年9月4日 午前10時～12時／ 高島市役所新館3階 会議室12	① 研修 「愛着の形成とその不全」 講師：岩井ちえ氏（心理相談オフィス 草庵） ② ディスカッション （感想や気づき・質問等の共有）
2	令和7年12月18日 午前10時～12時／ 高島市こども若者応援ベ ースみらくる研修室A	○ グループワークによる事例を用いた具体的な支援策の検討 ～関係機関同士の連携強化を目指して～ 事例提供者：草川塔子氏（高島保健所）
評価	・第1回の研修実施後のアンケートでは、「愛着の形成と不全についての学びが深まった」との意見が多数寄せられました。また、「支援を振り返ることができた」「相談できるチーム作りが必要だと思った」「支援者のクセについて考えさせられた」などの意見もあり、愛着に関する学びを通して、日々の支援について考えることができた機会となりました。 ・第2回では事例を通して「支援拒否の本人にどのようにアプローチしていくか」についてグループで検討を行いました。多職種で検討することで、様々なアイデアを出し合うことができました。また、本人の強みを探ることの大切さについて再確認することができました。	



【写真】愛着の形成と不全についての講義の様子



【写真】事例検討の様子

【参加機関】 仲間の WA！／障がい者相談支援センターコンパス／働き・暮らし応援センター／夢の木訪問看護ステーション／かけはし／少年センターあすくろ高島／高島市子ども第三の居場所「ここくる」／高島市こども家庭センター／障がい福祉課／健康推進課／くらし連携支援室／高島保健所／県ひきこもり支援センター／高島高校／安曇川高校／滋賀県社会福祉協議会／市社協地域福祉課／つながり応援センターよろず／就労準備支援ホップ／参加支援事業ぶれホップ

4) 子どもの貧困対策情報交換会

困窮する子ども子育て世帯の支援のための協議と協働の場として、子ども・子育て支援に関わる行政・教育・福祉関係機関等と地域の活動者やボランティアを対象に情報交換会を開催しました。今年度は、「こころの傷の子どもへの影響と理解～インフォームドケアの視点～」をテーマに開催しました。

	日時／会場	内 容
1	令和 7 年 8 月 26 日 午後 1 時 30 分～4 時 ／今津東コミュニティーセンター大ホール	○ 参加者交流 「こども期に出会った大人について」 ○ 講演 「こころの傷の子どもへの影響と理解～インフォームドケアの視点～」 講師：小澤いづき氏（一般社団法人 Everybeing）

評価	・24 機関・団体から 28 人の参加がありました。当初、参加の声掛けを行った学校長の出席は各校とも困難でしたが、代理で「生徒指導」「教育相談」「新任職員」「養護教諭」といった多様な役割を担う教職員が参加することとなりました。その結果、教職員、外部機関、地域の活動者が顔を合わせる貴重な機会になり、「生徒がお世話になっている方に会えてよかった」という声が聞かれるなど、立場が異なる参加者同士の相互理解と信頼関係の構築につながりました。 ・参加者の専門性や経験値に差があるなか、講演については、「より専門的な内容を求める声」と「難しさを感じる声」に感想が分かれていましたが、改めて、市内の取り組みを共有し、子どもを支える者同士が直接つながる場となりました。
----	---



【写真】子どもの貧困対策情報交換会の講義の様子



【写真】グループワークの様子

【参加機関・団体】 あすらぼ（結びと育ちの応援団）／民生児童委員／マキノ南小（校長）／マキノ西小（養護教諭）／マキノ中（新任）／今津北小（養護教諭）／今津東小（教育相談）／今津中（学年主任）／今津中（新任）／新旭南小（養護教諭）／青柳小（生徒指導）／高島中（養護教諭）／高島高校（教育相談）／安曇川高校（教育支援）／きらきらクラブ／FS カーサ・ルージュ／仲間の WA！／市民協働交流センター／高島市教育委員会 SSW／障がい者相談支援センターコンパス／四葉のクローバー／滋賀県／滋賀県社協／子育て政策課／くらし連携支援室／つながり応援センターよろず

5) 就労支援機関連絡会

就労支援機関連絡会は、支援者が共通の視点を持って支援に取り組めるよう、「働く意義」の共有や企業が求める人材像・情報の理解を深めることを目的に、計4回開催しました。

	日時／会場	内 容
1	令和7年6月5日 午後2時～4時／ 地域生活支援センター ほろん	① 開催概要の共有 ② 令和6年度の活動報告、令和7年度の開催要項 ③ グループワーク「働く意義について」 ④ 情報共有
2	令和7年9月4日 午後2時～4時／ 地域生活支援センター ほろん	① 「企業側の求める人材等」と題し企業の声を聞かせてもらう。 ② まちのコインについて ③ 情報共有
3	令和7年12月4日 午後2時～4時／ 地域生活支援センター ほろん	① 「企業側の求める人材等」と題し企業アプローチについて ② グループワーク「講義を受けての意見交換」
4	令和8年3月5日 午後2時～4時／ 地域生活支援センター ほろん	① 令和7年度の振り返り ② グループワーク「働く当事者/支援者/企業・地域でやれることを考える」 ③ 令和8年度について ④ 情報共有
研修	令和7年7月11日 午後1時30分～3時 30分／ 高島市観光物産プラザ	「働く」を支援するために大切なこと 講師：和田良介氏（社会福祉法人寧楽ゆいの会）

評価	・関係機関の連携強化と支援者の専門性向上を目的に、今年度は全4回の連絡会を開催しました。第1回「働く意義」、第2回「企業からの声を聴く」、第3回「企業へのアプローチ法」と、回を重ねるごとに内容を深めながら、支援者として必要な視点や知識を段階的に整理しました。また、各機関との意見交換や情報共有を継続的に行うことで、市内の就労支援の現状を的確に把握できました。これらの取り組みを通じて、「働く」を支える立場としての知識や視野を広げるとともに、関係機関の連携強化と支援者のスキル向上につなげることができました。
----	--



【写真】就労支援機関連絡会の講義の様子



【写真】グループワークの様子

(3) 多機関連携を進める取り組みや開発的取り組みの実績

1) 相談支援機関や相談窓口職員のためのネットワークづくり（相談窓口職員連絡会）

相談を受ける機会のある機関や窓口を対象とした連絡会として、福祉・医療・教育、市内の各窓口の職員など、幅広い分野の職員を対象に、支援機関同士の連携を促進するための関係づくりや、地域が抱える課題の共有、学び合う機会の提供を目的に開催しました。

第1回目は、支援機関が互いに協力し合えるよう、「顔の見える関係づくり」に重点を置いて開催しました。第2回目は、相談員が孤立しないよう「ひとりで悩まない対人援助のあり方」や支援者自身を支える仕組み（支援者支援）について学び合いました。

	日時／会場	内 容
1	令和7年8月7日 午後1時30分～3時30分／安曇川公民館 ふじのきホール	○「連携がスムーズになるコミュニケーションデザイン～顔の見える関係からひととなりがわかる関係へ」 講師：松尾弥生氏（夢コラボ主宰）
2	令和7年11月6日 午後1時30分～3時30分／新旭公民館多 目的ホール	○「ひとりで悩まない～対人援助のあり方～」 講師：岩井ちえ氏（心理相談オフィス 草庵）

評価

・第1回目は、24機関から29名が参加し、顔の見える関係づくりを行いました。参加者同士が互いの価値観や人柄に触れ合うことを目的に、カードを用いた自己紹介やワークショップを行い、組織の壁を越えた信頼関係の構築を図りました。また、日ごろの連携に役立つ顔の見えるネットワークづくりの重要性についても共有しました。アンケート結果からは、多職種連携のための関係づくりに有用であったことが読み取れました。

・第2回目は、心理専門職を講師に招き、相談者に寄り添う中で生じる精神的負担や葛藤に対して、支援者自身の心の守り方について学び合いました。19機関から22名が参加し、日々の悩みを共有しながら支援の本質を捉え直すとともに、組織的な協力体制の重要性等についても再認識することができました。アンケート結果からは、自己理解やチーム支援の意識向上につながったという肯定的な意見が多く寄せられました。



【写真】第1回目連絡会の様子



【第1回 参加機関】24 機関

角川ヴィラ／椋生の里／さわやか荘／藤波園／さわの風／清風荘／清湖園／湖西地域働き・暮らし応援センター／藤のれん／ふじの里デイサービスセンター／わになろう／ハーモニー／障がい者相談支援センターコンパス／就労準備支援ホップ／ニューサンライズ／あいりんつむぎ地域包括支援センター／たかしま結びと育ちの応援団／高島市民病院医事課／高島・安曇川地域包括支援センター／きりり高島居宅介護支援事業所／きりり高島通所介護事業所／市社協地域福祉課／市社協相談支援課／市社会福祉課／くらし連携支援室／つながり応援センターよろず



【写真】第2回目連絡会の様子

【第2回 参加機関】19 機関

さわやか荘／角川ヴィラ／椽生の里／高島・安曇川地域包括支援センター／きり高島居宅介護支援事業所／あいりんつむぎ地域包括支援センター／ケアプランセンターおおやま／こころいちばん居宅介護支援センター／ Blossom ジュニア高島教室／高島市児童発達支援センターエール／藤の樹工房／ハーモニー／ふじの里／藤のれん／清風荘／市市民生活部支所／市農業政策課／市社協相談支援課／市社会福祉課・くらし連携支援室／つながり応援センターよろず

2) 生活困窮者支援のための緊急支援物資支援のネットワークづくり

緊急一時的に食料や物資の支援が必要な世帯を支援する支援者を応援する仕組みとして、緊急支援物資支援のためのネットワークづくりを進めました。

本取り組みは、どこかに倉庫を設置し物資等をストックするのではなく、連絡網としてのネットワークをつくり、物資が必要になった際には、そのネットワークを機能させ、必要な物資等を提供する仕組みにより緊急支援を行う取り組みです。

昨年度に引き続き、高島市福祉施設協議会の構成施設・事業所や、母子福祉のぞみ会や TAKAS HIMACAMP BASE（NPO 法人 TSC）との連携を進めました。

○ 緊急支援物資による支援

9 件の食料支援を実施し、昨年度より 3 件増加しました。

内容として、生活保護申請から受給までの間の支援等がありました。また、こども家庭センターや居宅介護支援事業所等、支援機関から申込まれるケースが多くありました。

3) ひきこもり状態にある方の支援のための取り組み

県社協主催の「県内ひきこもり一斉電話相談会」および「ひきこもり家族教室」の実施に協力しました。

また、ひきこもり状態にある方やその家族へのアウトリーチのためのツールとして「ゆるきち」通信を発行し、発行のため関係機関との編集会議を行いました。

① 県内ひきこもり一斉電話相談会への実施協力

滋賀県社会福祉協議会が実施する県内ひきこもり一斉電話相談会に協力し、高島地域の電話窓口としてよろずの相談員と就労準備支援ホップの相談員で相談を受け付けました。

	日 時	相談件数
1	令和 7 年 9 月 12 日	0 件
2	令和 8 年 2 月 13 日	1 件

② 令和 7 年度ひきこもり家族教室（サテライト高島会場運営）

滋賀県社会福祉協議会が実施する「ひきこもり家族教室」に協力し、サテライト会場を運営しました。

	日 時	内 容	参加人数
1	令和 7 年 10 月 25 日	○ わが子のひきこもりと親の高齢化 ～どうむきあい、どうよりそうか～	6 人

③ ゆるきち通信の発行

ひきこもり状態にある人や生きづらさを抱える人に向けた居場所や活動等の情報紙として、「ゆるきち通信」を発行しました。



③ ゆるきちサミット

ゆるきちを利用する人同士や関わる支援者が自由に出会い交流する機会として開催しました。

	日 時	内 容	参加人数
1	令和7年7月31日	猫＆ブルボン LONE の会	8人
2	令和7年8月8日	まんがサミット①	12人
3	令和7年9月25日	プリン	10人
4	令和7年10月17日	まんがサミット②	9人
5	令和7年11月7日	焚き火＆星空カフェ	18人
6	令和8年3月11日	ラーメンの会	10人



【写真】まんがサミットの様子



【写真】焚き火＆星空カフェの様子



【写真】ラーメンの会の様子



【写真】焚き火＆星空カフェの様子

4) 生活困窮世帯およびひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業

様々な事情や困りごとを抱える世帯の子どもの支援の取り組みとして、施設やボランティアとフリースペースの開設運営を行いました。

また、フリースペースの実施に係る事業運営会議や支援検討会議を開催し、支援が必要な児童世帯の支援検討等を行いました。

① 事業運営会議への参加

	日 時	会 場
1	令和 7 年 5 月 2 日	こども若者応援センターみらくる研修室 B
2	令和 7 年 10 月 2 日	高島市役所新館 3 階会議室 8

② 支援検討会議への参加

	日 時	会 場
1	令和 7 年 6 月 26 日	こども若者応援ベースみらくる研修室 B
2	令和 7 年 12 月 16 日	高島市役所新館 1 階会議室 1
3	令和 8 年 2 月 27 日	高島市役所本館 1 階会議室 2

③ フリースペースの開設状況

開設数	9 か所
利用者数	25 名
支援専門員・ボランティア数	35 名
開催回数	311 回

④ 事業運営にかかる会議の開催（フリースペース連絡会）

フリースペースに関わる施設管理者、専門員等により、運営上の問題共有と課題の改善に向けた意見交換や、新たな企画等の実施に向けた協議を行うために開催しました。

	日時／会場	内 容
1	令和 7 年 6 月 21 日 午前 10 時 30 分～午後 2 時 30 分／特別養護老人ホーム さわの風～田屋城跡	① 市内フリースペースの利用児童、卒業生、施設職員およびボランティアなどを対象に合同企画「みんなでハイキング in 田屋城跡」を実施。
2	令和 7 年 10 月 24 日 午前 10 時～12 時／ 農家民宿たらいち邸	① 高島市におけるフリースペース立ち上げに至った「子どもの貧困部会」での内容を共有 ② 10 年の活動を振り返り、子どもたちへの思いを共有

3	令和8年3月5日 午前10時～12時／ 障害者支援施設清湖園地域 交流スペース	① 「子ども・子育て世帯の現状と地域にできることについて」こども 家庭センターより話題提供 ② これまでのフリースペースについて報告 ③ グループでの対話と交流
4	令和8年3月15日 午後1時30分～5時／ 新旭体育館	① 市内フリースペースの利用児童、卒業生、施設職員およびボ ランティアなどを対象に合同企画「スポーツ交流会」を実施。

評価	・昨年度の企画から実現した「合同ハイキング」をきっかけに、各施設でも同様の取り組みが始まるなど、活動が組織の枠を超えて広がっています。新たなボランティアの参加により、これまでの活動と子どもの成長を再確認する機会が得られたほか、専門的な研修（ACEs・PCEs）を通じて支援者の理解が深まり、活動における負担感の軽減にもつながりました。連絡会でのつながりにより、日常的に複数のフリースペースが互いの拠点を訪問し合うといった、新たな交流の形が生まれています。人気の「スポーツ交流会」は、フリースペース卒業生の参加もあり、大人数で活動できる貴重な機会となっています。	
----	---	--



【写真】 みんなでハイキング in 田屋城跡の様子



【写真】新しいボランティアも加わり活動を振り返る様子



【写真】 こども家庭センターからの講義の様子



【写真】グループワーク：活動をどう伝えるかの様子

⑤ 子どもに関わるボランティア養成講座

フリースペースや子ども食堂などの活動に関わるボランティアの養成や、子どもの居場所づくり等地域の中で子どもに関わる大人を増やしていくことを目的とし、さらに今年度は大学生や若者の参加を視野に養成講座を開催しました。

	日時／会場	内 容
1	令和 7 年 8 月 31 日 午後 1 時 30 分～4 時／ TAKASHIMA BASE	① 講演：「子どものやってみたいが生まれる時～あそびとは何か～」 ② ワークショップ トークフォークダンス 講師：西川氏（ハンズオン埼玉） 参加者：27 名
2	令和 7 年 9 月 21 日 午後 1 時 30 分～4 時／ TAKASHIMA BASE	① 講師活動紹介 ② ワークショップ： やってみたいをやってみようプロジェクト 講師：綿谷氏（NPO 法人あそびが寺） 参加者：18 名
3	令和 7 年 9 月 28 日 午後 1 時 30 分～4 時／ 新旭公民館	① 講演：「学校×地域×〇〇～隠岐島前の実践を通して、学びと well-being を考える」 講師：豊田氏（三次市教育委員会） 参加者：18 名
評価	・3 回の開催を通じて、地域における学びと交流の場が創出されました。第 1 回では安曇川高校の生徒が課題や保育研修の一環として参加し、若い世代が「子ども」について実践的に考える機会となりました。 ・第 2 回では、ワークショップを豊富に取り入れ、参加者の「やってみたい」「実現したい」といった前向きな意欲を引き出しました。さらなるステップアップ講座を求める声も上がりました。 ・第 3 回では、「ウェルビーイング」の概念を軸に、それぞれの立場で子どもに対してどのような存在であるべきかという問いを深めました。 ・これらの活動を通じて、参加者同士の新たなつながりや協力関係が生まれ、地域のボランティア活動への参加という具体的な成果にも結びつきました。一方で、ターゲットとしていた大学生などの若年層の参加が少なく、企画側だけでなく、若者がどのような学びの場を求めているのかというニーズを丁寧に把握し、内容の改善につなげていく必要が残りました。	



【写真】子どもに関わるボランティア養成講座の講義の様子 【写真】ワークショップ：トークフォークダンスの様子

5) 就労支援に関する事業

① 就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会）

社会福祉法人虹の会が、就労準備支援事業（就労準備支援ホップ、以下「ホップ」）を実施しています。ホップでは、「日常生活自立に関する支援」「社会生活自立に関する支援」「就労自立に関する支援」の3つを支援の柱として個別のプログラムを作成し、支援を実施しています。

A. ホップ利用状況

実利用者人数	延べ利用回数
13名（内、5名が生活保護世帯）	通所 563回、訪問 54回、電話・メール 281回

B. 就労準備支援プログラムの実施状況

	日常生活自立に関する支援	社会生活自立に関する支援	就労自立に関する支援
ね ら い	日常生活自立の一つとして、自己の健康管理を学び、実践できるよう支援します。	他者や地域との関わりを広げつつ、自己理解の機会を提供し、就労を含めた人生を考えられるよう支援します。	興味・関心に基づく自主的な活動からスタートし、仕事の体験や実習等を調整、支援します。
具 体 的 内 容	・通所に向けて、本人との関係構築と生活状況の把握を目的とした訪問を実施しました。 ・生活環境や生活リズム改善のための知識の習得など、具体的な取り組みを医療、保健分野や、福祉サービス等との連携のもと実践しました。 ・多職種との連携（理学療法士等）による体操や、健康管理の習慣付け、一人ひとりに合った日常的なトレーニング等をサポートしました。 ・就労の継続に向けた体力づくりを目的に、高島・安曇川地域包括支援センターに設置している健康器具を利用する機会を提供しました。 ・日々の食生活の振り返りや、食の重要性を学ぶ機会としての調理実習を実施しました。	・コミュニケーショントレーニングとして、テーマ型の居場所「〇〇カフェ」を開催しました（編み物カフェ、ゲームカフェ等）。 ・他者や地域との関わりを広げることが目的に「リカバリーさろん」のこのこの利用者と交流の機会を提供しました。 ・集団での活動（調理実習、テニス交流会等）を通して、他者とのコミュニケーションの取り方について学ぶ機会を提供しました。 ・他者や地域との関わりを広げること、農業・漁業への関心を向けることを目的に「第一次産業を学ぶ会」を実施しました。 ・地域の居場所に同行し、安心して話せる環境を提供しました。 ・外出先でのマナーやルールの意識づけや外出機会の提供を目的とした外出活動を実施しました。	・虹の会や他団体から切り出された仕事を、「はたらく体験」として実施しました。 ・MIZU cafe cocco を活用して、接客、清掃、厨房作業等の体験を行いました。 ・IT 講座を開催し、パソコン操作のスキルアップを図りました。 ・民間企業との連携による IT 勉強会を開催し、IT の基礎力向上を図りました。 ・就労準備支援講座を通して、「ストレスとの向き合い方」「ビジネスマナー」等を学ぶ機会を提供しました。 ・グループワークを通じて質問をする力を高める機会を提供しました。 ・さまざまな機会を活用し、「報告、連絡、相談」のトレーニングを行いました。 ・市内企業の見学や現場実習を調整し、実施しました。

C. 利用者の支援終結後の就労状況

	年 齢	性 別	支援終結年月	就労状況
1	30 代	男性	令和 7 年 6 月	R7.6～一般就労
2	20 代	男性		R8.1～一般就労、R8.4 支援終結予定



【写真】調理実習の様子



【写真】働く体験の様子

② 居場所支援事業（社会福祉法人虹の会）

社会福祉法人虹の会の地域貢献として、ホップと連携した居場所支援事業（虹カフェ）が実施されています。虹カフェは、「誰でも好きな時に来て、自由に安心して過ごせる居場所」として、平日 9 時～17 時の間、開放されています。

○ 虹カフェ利用状況

実利用者人数	延べ利用回数
70 名（内、8 名が生活保護世帯）	221 回



【写真】虹カフェ内の様子

③ 認定就労訓練事業

市内では、「社会福祉法人 大阪自彊館」と「株式会社ネ ホトラ舎」の 2 事業所が認定就労訓練事業の認可を受け、就労が困難な生活困窮者を受け入れ、状況に応じた就労機会を提供しています。利用者は段階的にステップアップし、最終的に一般就労へとつなげることを目標としています。令和 7 年度は 40 代女性が「社会福祉法人大阪自彊館角川ヴィラ」を利用されています。訓練事業を利用したことで、働くことの自信につながり、その後、就職することができました。交通手段や職種が限定されることが課題となっており、事業の有効活用が難しい状況です。

(4) その他 関連事業の取り組みの実績

1) 分野別相談支援センター連絡会

市との共同事務局体制のもと、各福祉分野の基幹となるセンター同士が情報やビジョンを共有し、連携を深めるために開催しました。

また、今年度は、武蔵野大学の清水潤子氏・株式会社ブルーマーブルジャパンの千葉直紀氏を講師に迎え、包括的な支援体制整備を評価するための評価指標研修を行いました。

	日時／会場	内 容
1	令和 7 年 5 月 30 日 午前 10 時～12 時／ 高島市役所新館 3 階 会議室 12	①事務局説明（連絡会の役割と機能） ②各センターからの報告・意見交換 （各センター今年度事業・体制） ③包括的な支援体制整備に係る評価指標に基づくデータと活用方法
2	令和 7 年 8 月 22 日 午後 1 時～5 時／ 高島市こども若者応援ベ スみらくる研修室 A	○ 包括的な支援体制の整備を評価するための評価指標研修 （ワークショップ）
3	令和 7 年 10 月 20 日 午後 1 時～5 時／ 高島市こども若者応援ベ スみらくる研修室 A	○ 包括的な支援体制の整備を評価するための評価指標研修 （ワークショップ）
4	令和 7 年 12 月 18 日 午後 1 時～5 時／ 高島市こども若者応援ベ スみらくる研修室 A	○ 包括的な支援体制の整備を評価するための評価指標研修 （ワークショップ）

【参加機関】

障がい者相談支援センターコンパス／市高齢者支援課／市子ども家庭センター／市健康推進課／市社会福祉課／高島市権利擁護支援センター／参加支援事業ぶれホップ／市社協地域福祉課／くらし連携支援室／つながり応援センターよろず

2) 就労支援事業・就労準備支援事業との一体実施

就労支援事業との一体実施のため、就労支援機関連絡会に出席しました。

	日 時	会 場	内 容
1	令和 7 年 6 月 5 日	ほろん 3 階会議室	○ はたらく意義について
2	令和 7 年 9 月 4 日	ほろん 3 階会議室	○ 企業側の求める人材等
3	令和 7 年 12 月 5 日	ほろん 3 階会議室	○ 女性キャリアアップ支援の取組事例
4	令和 8 年 3 月 6 日	ほろん 3 階会議室	○ 今年度の振り返り

3) 高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み

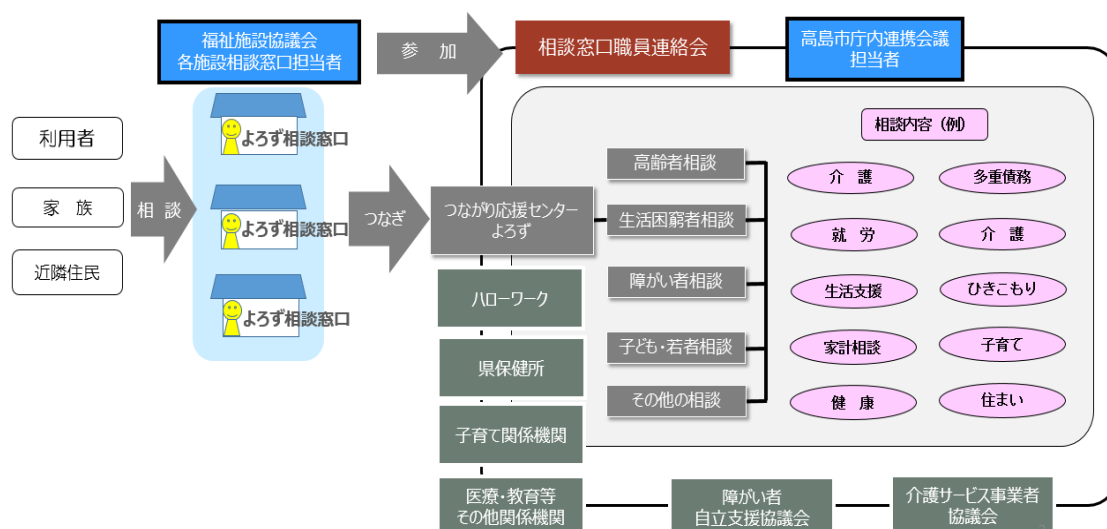
市内の社会福祉法人が加盟する高島市福祉施設協議会（事務局：高島市社会福祉協議会）では、地域貢献の取り組みとして加盟事業所の協力のもと次の2つの取り組みを進めました。

① よろず相談窓口の設置

加盟法人内の協力事業所が、なんでも相談の窓口と担当者を設置し、施設利用者やそのご家族、また近隣住民からの相談の窓口となり、受け付けた相談を必要な支援機関につなぐ取り組みです。

今年度は、市内9法人26施設・事業所が協力事業所として窓口を設置しました。

（図2）高島市福祉施設協議会よろず相談窓口のしくみ



② 生活困窮者のための緊急支援物資支援ネットワークへの協力の働きかけ

社会福祉法人等の協力のもとネットワークの構築を進め、今年度は9法人26事業所が協力事業所として担当者を設置しました。

5. 広報・啓発等の取り組みの実績

(1) 広報

- 1) 高島市社協広報『しふくのふくし』による広報
- 2) 高島市社協ホームページによる広報

(2) その他会議・取り組み等

- 1) よろず

日 時	内 容
令和 7 年 4 月 17 日	相談支援連絡会
令和 7 年 4 月 18 日	ゆるさち編集会議
令和 7 年 4 月 24 日	子どもに関する自立支援プログラム検討会議
令和 7 年 4 月 30 日	要保護児童対策地域協議会実務者会議
令和 7 年 5 月 12 日	高島市青少年育成市民会議常任委員会
令和 7 年 5 月 16 日	NPO 法人 PIECES オンライン会議
令和 7 年 5 月 19 日	フリースペース推進委員会
令和 7 年 5 月 21 日	要保護児童対策地域協議会実務者会議
令和 7 年 5 月 21 日	高島市青少年育成市民会議常任委員会
令和 7 年 5 月 22 日	龍谷大学ボランティアセンターとの会議
令和 7 年 5 月 23 日	子どもに関する自立支援プログラム検討会議
令和 7 年 5 月 27 日	同志社大学連携協定記念講演会
令和 7 年 5 月 30 日	高島市福祉施設協議会との連携会議
令和 7 年 6 月 4 日	フードバンクについて TAKASHIMA CAMP BASE と打合せ
令和 7 年 6 月 12 日	ゆるさち編集会議
令和 7 年 6 月 16 日	自立相談支援機関運営委員会オンライン打合せ
令和 7 年 6 月 18 日	要保護児童対策地域協議会実務者会議
令和 7 年 7 月 1 日	高島市福祉施設協議会総会
令和 7 年 7 月 4 日	制服等プロジェクト推進会議
令和 7 年 7 月 11 日	第 1 回高島市地域福祉推進計画策定委員会
令和 7 年 7 月 16 日	高島市子ども・若者支援地域協議会実務者会議
令和 7 年 7 月 17 日	高島市地域生活つむぎあい会議
令和 7 年 7 月 17 日	ゆたか会とのまちのコイン活用ヒアリング
令和 7 年 7 月 25 日	令和 7 年度第 1 回なんでも相談会
令和 7 年 7 月 30 日	子どもに関する自立支援プログラム検討会議
令和 7 年 8 月 21 日	令和 7 年度湖西圏域自殺未遂者支援事業連絡会議
令和 7 年 8 月 23 日	母子福祉のぞみ会主催フードパントリー
令和 7 年 8 月 26 日	令和 7 年度子どもの貧困対策情報交換会
令和 7 年 8 月 28 日	見守りネットワーク活動推進会議

令和 7 年 8 月 28 日	滋賀 KANAME プロジェクト高島
令和 7 年 8 月 31 日	令和 7 年度第 1 回子どもに関わるボランティア養成講座
令和 7 年 9 月 11 日	Work Life Story EXPO 2025
令和 7 年 9 月 11 日	ゆるきち編集会議
令和 7 年 9 月 21 日	令和 7 年度第 2 回子どもに関わるボランティア養成講座
令和 7 年 9 月 24 日	要保護児童対策地域協議会実務者会議
令和 7 年 9 月 28 日	令和 7 年度第 3 回子どもに関わるボランティア養成講座
令和 7 年 9 月 30 日	新旭地域セーフティネット連絡会
令和 7 年 10 月 3 日	朽木地域セーフティネット連絡会
令和 7 年 10 月 22 日	要保護児童対策地域協議会
令和 7 年 11 月 18 日	第 2 回高島市地域福祉推進計画策定委員会
令和 7 年 11 月 19 日	要保護児童対策地域協議会
令和 7 年 11 月 27 日	制服プロジェクト推進会議
令和 7 年 12 月 5 日	介護と福祉の就職フェア
令和 7 年 12 月 8 日	第 2 回高島市見守りネットワーク推進会議
令和 7 年 12 月 9 日	制服プロジェクト推進会議
令和 7 年 12 月 16 日	市民協働まちづくり指針意見交換会
令和 7 年 12 月 17 日	要保護児童対策地域協議会
令和 8 年 1 月 6 日	制服プロジェクト推進会議
令和 8 年 1 月 8 日	庁内連携つむぎあい会議
令和 8 年 1 月 19 日	高島市地域福祉計画策定に関するワーキング会議
令和 8 年 1 月 21 日	要保護児童対策地域協議会
令和 8 年 1 月 22 日	第 2 回地域生活つむぎあい会議
令和 8 年 1 月 27 日	高島市自殺対策推進協議会
令和 8 年 2 月 5 日	第 3 回高島市地域福祉推進計画策定委員会
令和 8 年 2 月 6 日	令和 7 年度第 2 回なんでも相談会
令和 8 年 2 月 18 日	要保護児童対策地域協議会
令和 8 年 2 月 26 日	ライフとマネープログラム～ひとり暮らし勉強会～
令和 8 年 3 月 6 日	第 4 回高島市地域福祉推進計画策定委員会
令和 8 年 3 月 7 日	みんなのふくしフォーラム
令和 8 年 3 月 18 日	要保護児童対策地域協議会

2) 働き・暮らし

日 時	内 容
令和 7 年 4 月 9 日	高島市障がい者就労支援事業所協会三役会
令和 7 年 4 月 10 日	ホップケース会議
令和 7 年 4 月 24 日	被保護者就労支援検討会議
令和 7 年 5 月 7 日	被保護者就労支援事業業務 業務運営委員会
令和 7 年 5 月 10 日	ホップケース会議

令和 7 年 5 月 22 日	被保護者就労支援検討会議
令和 7 年 6 月 5 日	第 1 回就労支援機関連絡会
令和 7 年 6 月 12 日	ホップケース会議
令和 7 年 6 月 19 日	高島市における生活保護受給者等への就労支援定例会
令和 7 年 6 月 26 日	被保護者就労支援検討会議
令和 7 年 7 月 5 日	第 1 回在職者交流会
令和 7 年 7 月 9 日	第 1 回就労事業所連絡会
令和 7 年 7 月 10 日	ホップケース会議
令和 7 年 7 月 11 日	第 1 回自立相談支援機関運営委員会
令和 7 年 7 月 15 日	高島市における生活保護受給者等への就労支援定例会
令和 7 年 7 月 24 日	被保護者就労支援検討会議
令和 7 年 7 月 30 日	第 1 回働くための勉強会
令和 7 年 8 月 7 日	第 1 回相談窓口職員連絡会
令和 7 年 8 月 21 日	ホップケース会議
令和 7 年 8 月 21 日	被保護者就労支援検討会議
令和 7 年 8 月 26 日	第 2 回就労支援機関連絡会 企業打合せ
令和 7 年 8 月 26 日	障がい者就労支援アドバイザーに学ぶ事例検討会
令和 7 年 9 月 4 日	第 1 回つながり応援支援者ネットワーク会議
令和 7 年 9 月 4 日	第 2 回就労支援機関連絡会
令和 7 年 9 月 8 日	社会福祉法人大阪自彊館角川ヴィラ見学
令和 7 年 9 月 11 日	ホップケース会議
令和 7 年 9 月 25 日	第 6 回被保護者就労支援検討会議
令和 7 年 9 月 25 日	被保護者就労支援事業
令和 7 年 10 月 9 日	ホップケース会議
令和 7 年 10 月 23 日	第 7 回被保護者就労支援検討会議
令和 7 年 10 月 30 日	第 2 回働くための勉強会
令和 7 年 11 月 2 日	第 2 回在職者交流会
令和 7 年 11 月 11 日	就労事業所連絡会
令和 7 年 11 月 13 日	ホップケース会議
令和 7 年 11 月 27 日	第 8 回被保護者就労支援検討会議
令和 7 年 11 月 30 日	高島市障がい者就労支援事業所協会スポーツ交流会
令和 7 年 12 月 4 日	第 3 回就労支援機関連絡会
令和 7 年 12 月 17 日	ホップケース会議
令和 7 年 12 月 18 日	第 9 回被保護者就労支援検討会議
令和 8 年 1 月 8 日	第 2 回高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議
令和 8 年 1 月 15 日	ホップケース会議
令和 8 年 1 月 17 日	第 3 回在職者交流会「食育料理教室」
令和 8 年 1 月 22 日	第 10 回被保護者就労支援検討会議

令和 8 年 1 月 27 日	高島市自殺対策推進協議会
令和 8 年 2 月 5 日	高島市自立相談支援機関運営委員会
令和 8 年 2 月 6 日	合同面接会
令和 8 年 2 月 12 日	ホップケース会議
令和 8 年 2 月 19 日	第 3 回就労事業所連絡会
令和 8 年 2 月 20 日	障害者就業支援アドバイザーに学ぶ事例検討会
令和 8 年 2 月 26 日	第 10 回被保護者就労支援検討会議
令和 8 年 2 月 27 日	第 3 回働くための勉強会「働くってどんなこと？」
令和 8 年 3 月 5 日	第 4 回就労支援機関連絡会
令和 8 年 3 月 9 日	生活保護者等への就労支援定例会議
令和 8 年 3 月 12 日	ホップケース会議
令和 8 年 3 月 19 日	第 12 回被保護者就労支援検討会議

(3) 研修参加

1) よろず

日 時	内 容
令和 7 年 4 月 28 日	貸付事業についての勉強会（内部研修）
令和 7 年 8 月 6 日	生活困窮者自立支援制度支援員養成研修（都道府県・前期研修）
令和 7 年 9 月 2 日	ひきこもり支援のための研修会
令和 7 年 9 月 2 日	令和 7 年度高島市成年後見制度・権利擁護普及啓発講座
令和 7 年 10 月 9 日	高島市福祉施設協議会第 1 回全体研修
令和 7 年 10 月 30 日	令和 7 年度相談支援員初任者研修（1 日目）（国研修）
令和 7 年 10 月 30 日	令和 7 年度相談支援員初任者研修（2 日目）（国研修）
令和 7 年 11 月 8 日	第 12 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（1 日目）
令和 7 年 11 月 9 日	第 12 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（2 日目）
令和 7 年 11 月 18 日	滋賀 KANAME プロジェクト高島講演会（高島保護司会）
令和 7 年 12 月 11 日	生活困窮者自立支援制度現任者向けステップアップ研修（1 日目）
令和 7 年 12 月 12 日	生活困窮者自立支援制度現任者向けステップアップ研修（2 日目）
令和 7 年 12 月 16 日	高島市福祉施設協議会第 2 回全体研修
令和 8 年 1 月 28 日	生活困窮者自立支援制度支援員養成研修（後期研修 1 日目）
令和 8 年 2 月 3 日	生活困窮者自立支援制度支援員養成研修（後期研修 2 日目）
令和 8 年 2 月 10 日	ひきこもり家族学習会
令和 8 年 3 月 17 日	孤立・孤独対策勉強会(多頭飼育問題の観点から)
令和 8 年 3 月 24 日	コロナ特例貸付相談研修会（債務整理手続きの実際）

2) 働き・暮らし

日 時	内 容
令和 7 年 6 月 13 日	高島市障がい者就労支援事業所協会 研修会

令和 7 年 7 月 11 日	就労支援機関連絡会研修会「『働く』を支援する上で大切なこと」
令和 7 年 7 月 12 日	京都 MAC 感謝の集い(依存症研修会)
令和 7 年 8 月 29 日	滋賀 KANAME プロジェクト高島研修会
令和 7 年 9 月 16 日	孤立・独立対策民間連携プラットフォームシンポジウム
令和 7 年 11 月 8 日	第 1 2 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会
令和 7 年 11 月 9 日	第 1 2 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会
令和 7 年 11 月 12 日	高島市障がい者就労支援事業所協会視察研修
令和 7 年 12 月 11 日	生活困窮者自立支援制度現任者向けステップアップ研修
令和 7 年 12 月 12 日	生活困窮者自立支援制度現任者向けステップアップ研修
令和 8 年 1 月 28 日	生活困窮者自立支援制度支援員養成研修
令和 8 年 2 月 3 日	生活困窮者自立支援制度支援員養成研修

(4) 視察・視察受入等 (※本項目については、よろずで受入したものを記載。)

日 時	内 容
令和 7 年 8 月 1 日	奈良県天理市生活困窮者支援についての視察受入

6. これから取り組むべきこと

これからも継続して取り組んでいくことに加え、今後、改めて取り組んでいく必要があることについて、次のとおりまとめました。これらの取り組みについて次年度以降の事業化も含め検討していく必要があります。

【家計改善支援に関する勉強会の開催】

物価高騰などの影響により、幅広い世代から相談が寄せられており、家計改善支援の必要性が高まっています。現在、福祉の各分野に携わる相談員にとって、自身の専門領域の制度やサービスのみで相談者を支えることは困難な状況にあります。そのため、分野を横断した支援や家計相談を含め、相談者の「生活全般をコーディネートする視点」が求められています。こうした背景を踏まえ、家計改善支援に関する勉強会を開催し、支援者が家計管理の要点を学び、相談者の家計状況の的確な把握や、自立相談支援機関とのさらなる連携強化を図ります。

【若年層の自立に向けた多機関連携とキャリアビジョンの推進】

フリースペース事業の開始から10年が経過し、利用児童の年齢層は中高生中心へと移行しています。複雑な家庭環境等の背景を持つ子どもたちの中には、早期の自立を希望しながらも、卒業後に継続的な伴走支援を必要とするケースが少なくありません。このような背景から、自立のロールモデルや学習機会を十分に得られていない高校生等を対象に、自立支援の一環として「ひとり暮らしのための勉強会」を実施します。この勉強会では、単なる知識提供にとどまらず、子どもたちが自立した生活を具体的にイメージできる場を目指します。また、「就労支援連絡会」等の枠組みを活用し、学校、福祉、こども家庭センターといった関係機関と、就労準備に関する意見交換を深めます。高校年代に必要な準備について検討を重ねることで、子どもたちが自分自身のキャリアビジョンを主体的に描ける機会が求められています。

【地域と協働できる専門職の養成】

問題の早期発見や早期対応といった予防的対応を充実させるため、専門職が地域の見守り活動や居場所などと協働する取り組みの推進が求められます。そのため、福祉の各分野の相談支援機関の連絡会である「分野別相談支援センター連絡会」（市と市社協が共同で開催）において、地域と協働できる専門職を育成するための取り組みの検討を進める必要があります。さらに、専門職が地域と協働した好事例を収集し、「相談窓口職員連絡会」などの学びの場で共有や研修を行うなど、専門職全体の意識向上を図ることが求められています。

【身寄り問題等における生活困窮者支援と権利擁護支援の連携の促進】

相談者の傾向から、近年、家族や親族がいらない、あるいは頼ることができないといった、いわゆる「身寄りのない方」からの相談が増加しています。従来は家族が担ってきた、入院・入所時の諸手続き、賃貸住宅契約時の身元保証、さらには死後の事務手続きや財産処分といった課題に対し、新たな支援の仕組みを検討していくことが求められています。本課題に対し、現在は「高島市権利擁護支援センター」が先行して取り組みを進めていますが、今後は「つながり応援センターよろず」の両センターが「予防的な支援の推進」という共通の視点を持つことで、総合相談支援機能をより強固なものへと発展させていきます。また、実効性

のある支援体制を確立するため、「課題解決プロジェクト」等の設置を通じ、福祉分野に留まらず、医療機関や民間事業者など、多様な分野とのネットワーク構築および連携を推進していくことが求められています。

【ライフステージに合わせた就労支援の仕組みの検討】

対象者のライフステージに合わせたきめ細やかな支援を展開します。若年層に対しては、価値観の多様化を踏まえ、個々のニーズを丁寧に汲み取りながらキャリアビジョンの明確化や自己理解（強み・特性）を促し、実践的な経験の機会を創出することで円滑な就労移行を後押しします。

また、働く意欲を持つ高齢者が活躍できるよう、受け入れ先の開拓や多様な働き方を実現する仕組みを構築するとともに、単なる仕事の提供に留まらず、安心して過ごせる「居場所」としての機能も備えた多角的な支援を目指します。

【多様化するニーズを支えるための体制整備と地域連携の強化】

複雑化する求職者のニーズに対応するため、「働き・暮らし応援センター」をはじめとする関係機関とのネットワークを強化し、多職種が連携した包括的なサポート体制を整えます。さらに、市内の地域資源を最大限に活用し、他機関と協力しながら地域社会との接点を持てる就労体験の仕組みを構築します。実務を通じたスキルアップの機会を提供することで、就労への意欲向上と自信の醸成につなげていきます。

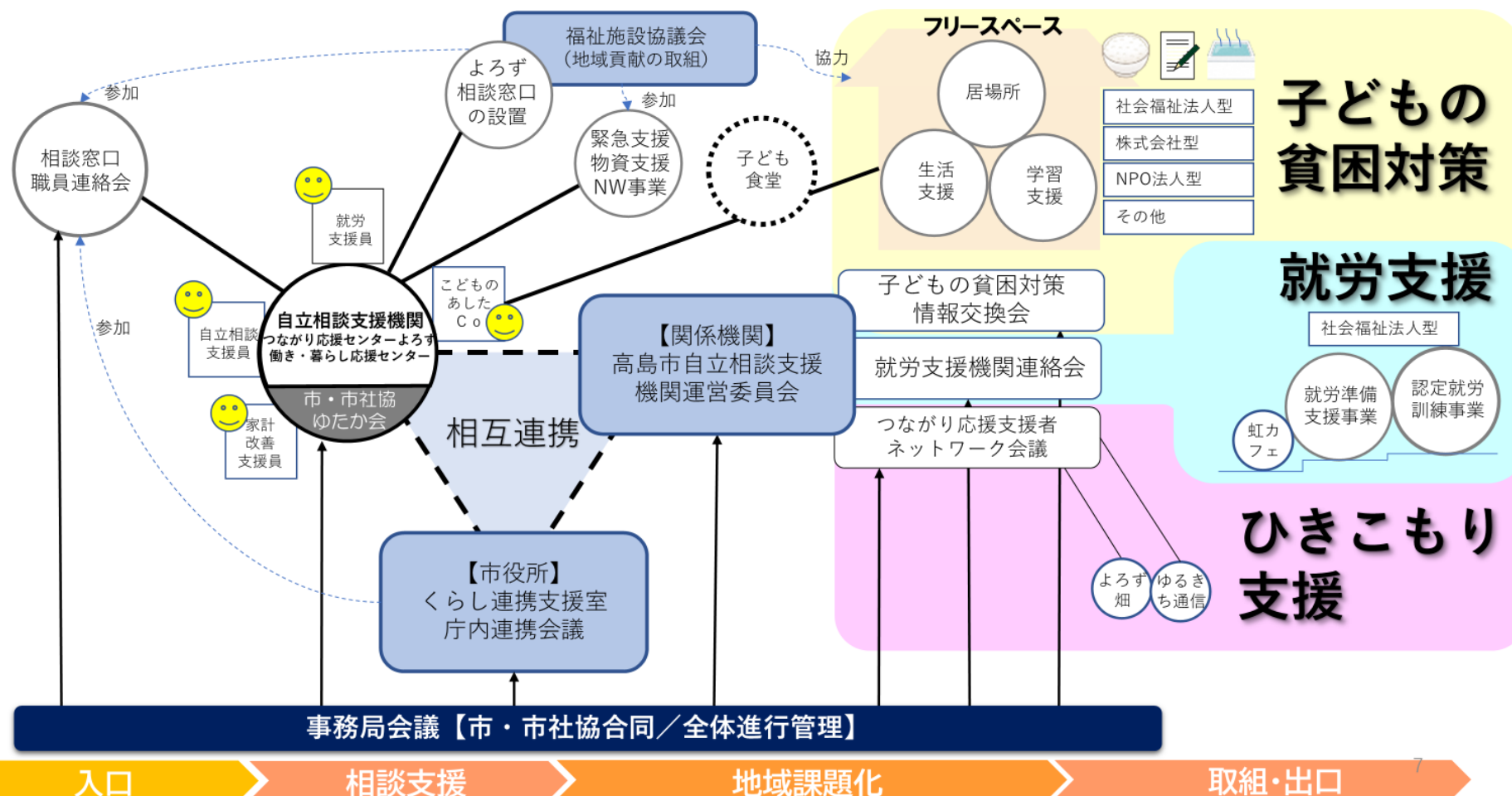
卷 末 資 料

高島市自立相談支援事業の歩み

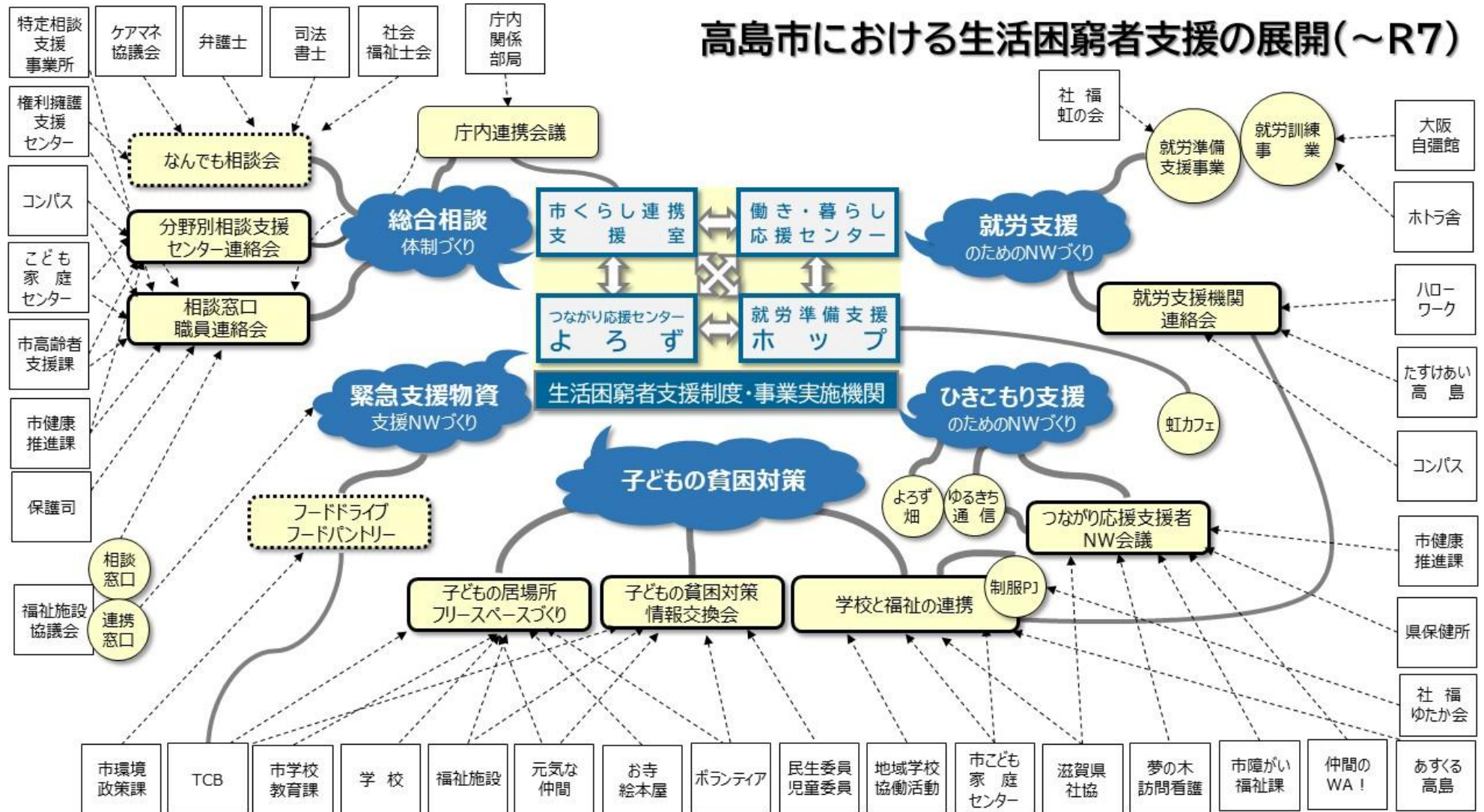
	事業・センター運営	官民の関係機関ネットワーク構築	多機関による協働実践・開発的取り組みの実践
2013	・生活困窮・社会的孤立への対策検討委員会		
2014	・生活困窮者支援に関する方策検討委員会（市・市社協） ・生活困窮者自立支援事業モデル事業実施（10月～）		
2015	・生活困窮者自立支援事業「つながり応援センターよろず」開設 ・ 自立相談支援事業、家計相談支援事業開始	・つながり応援センターよろず運営委員会立ち上げ ・庁内連携会議立ち上げ ・子どもの貧困対策部会立ち上げ ・就労支援部会立ち上げ	・相談窓口職員連絡会立ち上げ
2016	・ 困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業開始 ・子どものあしたコーディネーターの配置 ・就労準備支援事業開始	・就労支援部会→就労支援機関連絡会に	・フリースペース3ヶ所開設 ・住宅確保検討プロジェクト会議立ち上げ（時限プロジェクト）
2017	・ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり事業開始 ・ひきこもり訪問支援員の配置	・つながり応援支援者ネットワーク会議立ち上げ	・フリースペース6カ所開設 ・つながり応援支援者ネットワーク会議立ち上げ

2018		・子どもの貧困対策部会→子どもの貧困対策情報交換会に	・高島市福祉施設協議会との連携
			・【施設協】加盟施設事業所へのよろず相談窓口の設置 ・【施設協】緊急支援物資支援ネットワークへの参加協力 ・ひきこもり状態にある方等の居場所「よろず畑」スタート
2019	・一人親世帯の子どもに対する生活・学習支援事業開始 （→困窮世帯の子ども对生活・学習支援事業と一体的に実施）		
2020	・自立相談支援事業就労支援員、被保護者就労支援事業 →よろずから働き・暮らし応援センターへ移行	・緊急支援物資支援プロジェクト会議立上げ	・フードバンクびわ湖たかしまとの連携した困窮者支援スタート ・ひきこもり情報ペーパー「ゆるき通信」の発行スタート
2021		・市と共同で分野別相談支援センター連絡会立上げ	・フリースペース7カ所目開設
2022	・生活困窮者等のための地域づくり事業開始		・学校と福祉の連携の取組スタート
2023	・生活困窮者等のための地域づくり事業→相談支援課から地域福祉課へ移行		
2024		・フリースペース連絡会立ち上げ	・フリースペース8カ所目開設 ・子どもに関わるボランティア養成講座開催
2025		・家計改善支援に関する勉強会開始	・フリースペース9カ所目開設 ・制服プロジェクト開始 ・ライフとマネープログラム開始

生活困窮者自立支援制度にかかる高島市の事業推進ビジョン



高島市における生活困窮者支援の展開(~R7)



高島市自立相談支援機関運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 高島市自立相談支援事業実施要綱の規定に基づき自立相談支援事業を実施する機関(以下「自立相談支援機関」という。)の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、自立相談支援機関運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。

- (1) 自立相談支援機関の運営に関すること。
- (2) 生活困窮者の状況把握に関すること。
- (3) 生活困窮者支援に関する課題の共有に関すること。
- (4) 生活困窮者の包括的な支援体制の構築に関すること。
- (5) 生活困窮者の課題解決のための地域づくりに関すること。
- (6) 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携に関すること。
- (7) 生活困窮者自立相談支援に関する行政、福祉・医療団体、住民自治組織および商工・観光団体等への提言、啓発その他必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 運営委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。
- 3 委員の任期は、3年以内とし、再任されることを妨げない。
- 4 委員が任期中に欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局を置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第3条関係)

学識経験者
弁護士
保護司
民生委員・児童委員
社会福祉士
医師
医療・看護関係者
高齢者福祉関係者
障がい者福祉関係者
子育て世代・ひとり親支援関係者
児童福祉関係者
子ども・若者支援関係者
ボランティア団体関係者
非営利活動団体関係者
住民福祉活動団体関係者
社会福祉法人関係者
当事者支援団体関係者
家族支援団体関係者
教育・学校関係者
商工振興・経済団体関係者
認定就労訓練事業所の職員

令和7年度高島市自立相談支援機関運営委員会委員名簿

◎委員長（順不同、敬称略）

	氏 名	所 属
1	藤井 博志◎	関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 教授
2	鳥居 伸介	ハローワーク高島 所長
3	伊藤 隆樹	高島保護区保護司会 会長
4	今北 あや子	高島市民生委員児童委員協議会連合会 理事
5	内藤 哲也	高島市福祉施設協議会 会長／（福）虹の会アイリス 施設長
6	堀出 幸子	夢の木訪問看護ステーション
7	杉本 学士	（福）虹の会 アウトリーチ等支援担当
8	鎌田 みどり	（特非）子育て・子育てサポートきらきらクラブ 事務局長
9	杉島 隆	（福）虹の会 高島市障がい者相談支援センターコンパス 所長
10	白崎 田鶴子	わつなぎの会 代表（わつなぎ食堂）
11	窪内 敏子	高島・安曇川地域包括支援センター 社会福祉士
12	藤田 健介	（福）滋賀県社会福祉協議会地域福祉課 課長
13	中島 英彦	滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所） 次長
14	松本 道也	（福）高島市社会福祉協議会地域福祉課 課長
15	中原 いずみ	高島市教育委員会事務局教育指導部学校教育課 主監
16	車屋 由子	高島市健康福祉部健康推進課 参事
17	表 侑子	高島市子ども未来部こども家庭センター 主査
18	落川 昌子	高島市健康福祉部高齢者支援課 参事

○事務局

1	木下 晃	高島市健康福祉部 部長
2	古谷 靖子	高島市健康福祉部 次長 （社会福祉課 課長取扱）
3	清水 潤平	高島市健康福祉部社会福祉課 暮らし連携支援室 室長
4	向井 亜季	高島市健康福祉部社会福祉課 暮らし連携支援室 主任
5	日置 武司	（福）高島市社会福祉協議会 事務局長（相談支援課 課長取扱） つながり応援センターよろず センター長
6	三矢 大輔	（福）高島市社会福祉協議会 相談支援課 係長 つながり応援センターよろず 主任相談支援員
7	八坂 和美	つながり応援センターよろず 自立相談支援員
8	藤原 拓也	つながり応援センターよろず 家計改善支援員
9	是永 麻記子	つながり応援センターよろず 子どものあしたコーディネーター
10	善積 務	（福）ゆたか会 湖西地域働き・暮らし応援センター センター長代理
11	城山 ゆかり	（福）ゆたか会 湖西地域働き・暮らし応援センター 就労支援員
12	田中 香里	（福）ゆたか会 湖西地域働き・暮らし応援センター 就労支援員

平成26年12月19日

告示第196号

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)の施行に際し、庁内の体制を整備し、法に定める生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進するため、高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に関する情報の収集および分析
- (2) 生活困窮者に関する支援内容の検討
- (3) 内部機関の連絡調整および組織体制の確立
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、議長および構成員をもって組織する。

2 議長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。

3 構成員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

2 議長に事故あるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 議長が必要と認めるときは、前条に規定する構成員以外の者に会議への出席を求めることが出来る。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表(第3条関係)

政策部総合戦略課
危機管理局防災課
総務部税務局税務課
総務部税務局納税課
市民生活部市民協働課(市民生活部新旭振興室)
市民生活部市民課
市民生活部保険年金課
市民生活部マキノ支所
市民生活部今津支所
市民生活部朽木支所
市民生活部安曇川支所
市民生活部高島支所
健康福祉部社会福祉課
健康福祉部障がい福祉課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部高齢者支援課
健康福祉部介護保険課
子ども未来部子育て政策課
子ども未来部幼児保育課
子ども未来部こども家庭センター
子ども未来部児童発達支援センターエール
農林水産部農業政策課
商工観光部商工振興課
都市整備部都市政策課
都市整備部上下水道課
高島市民病院地域医療支援部地域医療連携室
高島市民病院事務部医事課
教育委員会事務局教育総務部社会教育課
教育委員会事務局教育指導部学校教育課
教育委員会事務局教育指導部学校給食課

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)および子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の規定に基づき、高島市が生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業(以下「本事業」という。)を実施することにより、困難な状態に置かれた生活保護世帯を含む生活困窮世帯を支えるとともに、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する生活支援および学習支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、高島市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると思われる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に事業の全部または一部を委託することができる。

(事業対象者)

第3条 本事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件に該当する者のうち、第7条に規定する支援検討会議において選定された者とする。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生およびその保護者
 - (2) 生活困窮状態にある世帯もしくはそのおそれがある世帯および養育環境に課題があり支援が必要な世帯の小・中学生およびその保護者
 - (3) 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 本事業における支援の期限は、原則として対象となる子どもの中学校卒業時とする。ただし、支援検討会議において卒業後も支援することが適当と判断されたときは、対象となる子どもの高等学校等卒業時もしくは18歳を迎える年度末までとする。

(事業内容)

第4条 本事業は、早期かつ包括的な支援を目指すため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 日常生活習慣の形成や社会性の育成等の生活支援
 - (2) 学習支援
 - (3) 居場所の提供
 - (4) 調理実習や年中行事体験、ボランティア等の体験活動の提供
 - (5) ライフキャリア支援
 - (6) 進学・就職等進路に関する情報の提供
 - (7) 対象者世帯に対する養育・生活支援
 - (8) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援
- 2 本事業の目的の範囲内において、対象者の状況や地域の実情に応じ、支援実施場所や支援実施時間および支援内容等については柔軟に設定のうえ実施することとし、創意工夫により効率的・効果的に実施する。
- 3 本事業は、保護者の支援において自立相談支援事業の利用が必要と認められる場合にはすみやかにその利用を推奨し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

(配置職員)

第5条 市長が直営または委託により本事業を実施するには、生活・学習支援担当者を1人以上配置する。なお、他業務との兼務を可能とする。

2 生活・学習支援担当者は、原則として厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を修了した者とする。ただし、当分の間はこの限りでない。

3 生活・学習支援担当者は、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、看護師等の資格を有する者等、子ども・子育て支援を適切に行うことができる人材であることが望ましい。
(取組内容)

第6条 本事業は、生活困窮世帯に対する早期かつ包括的な支援として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 支援実施場所の開設・運営、実施場所管理者との連絡調整
- (2) 支援専門員・ボランティアの募集・登録、実施場所派遣の調整
- (3) 対象者の候補者選定、保険加入等支援に関する各種手続き
- (4) 対象者のアセスメント、支援プランの作成・評価
- (5) 対象者からの進路・養育等に関する相談対応
- (6) 生涯にわたる自分らしい生き方の模索とキャリア形成の援助
- (7) 支援検討会議、事業運営会議、実施場所別運営会議等の開催
- (8) ボランティア向け研修や新規ボランティア養成講座等の開催
- (9) 自立相談支援事業との連携、支援調整会議への参加
- (10) 関連する支援機関・法人等との連携、関係会議体への参画
- (11) 地域・学校における居場所や経験・体験の提供活動への参画
- (12) 貧困対策の周知啓発および事業への協力事業所・企業の開拓
(支援検討会議)

第7条 本事業の対象者の選考および支援プランの策定等にあたり、次に掲げる事項を主な目的として支援検討会議を開催する。

- (1) 新規対象者の支援開始
 - (2) 既存対象者の支援終結
 - (3) 支援実施場所別の対象者調整
 - (4) 事業全体の対象者調整
 - (5) プランの適切性の協議
 - (6) 各支援機関によるプランの共有
 - (7) プラン終結時等の評価
 - (8) 対象者世帯全体の支援調整の検討
- 2 支援検討会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(支援承認)

第8条 市長は、支援検討会議において選ばれた新たな対象者に対し、支援承認を行う。

2 市長は、策定された支援プランの内容が適切であるか否かを確認する。
(事業運営会議)

第9条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を設置する。

2 事業運営会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(貧困の連鎖防止に向けた地域づくり)

第10条 本事業は、生活困窮世帯の自立および貧困の連鎖の防止に向け、早期かつ包括的な支援が提供されるよう検討の場を設ける。

2 本事業は、効率的かつ効果的に生活困窮世帯を早期把握し包括的な支援を行うため、ネットワークづくりを一層進め、関係機関との連携およびその活用を図る。

3 本事業は、生活困窮世帯の支援および貧困対策に関する新たな社会資源の開発に努める。

(ひとり親家庭等支援施策との連携)

第11条 ひとり親家庭等の子どもに対する生活・学習支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(社会福祉法人の公益的な取組みとの連携)

第12条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人の公益的な取組みを活用し、法人との連携を図る。

(対象者の安全衛生等への配慮)

第13条 対象者に対し、安全衛生、災害補償について適切な配慮を行う。

2 災害補償について、対象者が支援実施中に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(個人情報の共有)

第14条 市長は、対象者に関する個人情報を関係機関と共有するものとする。この場合において、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第15条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

高島市就労準備支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、高島市が就労準備支援事業(以下「本事業」という。)を実施することにより、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、高島市とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に本事業の全部または一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者

イ 申込日の属する月における生活困窮者および生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が、申込日の属する年度(利用申込日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額(以下「基準額」という。)および生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ウ 申込日における生活困窮者および生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者および準ずる状況に陥るおそれのある者として市長が本事業による支援が必要と認める者であること。

(事業内容)

第4条 本事業は、日常生活自立、社会生活自立および就労自立の力を高めるため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- (2) 日常生活自立に関する支援
- (3) 社会生活自立に関する支援
- (4) 就労自立に関する支援
- (5) アウトリーチ等による早期からの継続的な個別支援
- (6) 就労体験先の開拓・マッチング支援

2 本事業は、自立相談支援機関との間でアセスメントの結果や支援の内容、対象者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

3 本事業における支援の実施期間は、1年を超えない期間とする。ただし、利用終了後も一般就労につながらなかった場合で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて事業を利用することが適当と判断されたときは、この限りではない。

(職員の配置)

第5条 本事業を実施するため、就労準備支援担当者を1人以上配置し、常勤の責任者を配置するものとする。ただし、就労準備支援担当者および常勤の責任者は、他の業務との兼務を可能とする。

2 就労準備支援担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事していた者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を終了している者であることが望ましい。

(事業運営会議)

第6条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を開催する。

(障がい者等支援の活用)

第7条 本事業は、障がい者等の支援により蓄積された専門的知識・技術を活用した就労支援を行う福祉専門職との連携を図る。

(対象者の安全衛生面等への配慮)

第8条 本事業における就労体験および講習等を受ける対象者に対し、安全衛生面、災害補償面について一般労働者の取扱いを踏まえた適切な配慮を行う。

2 災害補償面について、対象者が就労体験・講習中等に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(被保護者就労準備支援施策との連携)

第9条 本事業は、被保護者就労準備支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(個人情報の共有)

第10条 市長は、対象者に関する個人情報を関係機関と共有するものとする。この場合において、市長は、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第11条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和7年度就労支援機関連絡会【開催要項】

開催趣旨：高島市内において就労支援を行う機関が複数あり、さらに平成27年4月には生活困窮者自立支援事業という新たな枠組みの中、就労支援事業を行うセンターが設立された。

しかし、これら各機関の機能や役割について相互理解をする機会もなく、課題の共有もないまま、連携も十分に機能しているとは言えない。

そこで、市内で就労支援を行う関係機関による連絡会を開催し、市内における就労支援の課題を共有すると共に、支援のための相互理解と連携を進める。

実施内容：①市内の就労支援を主として行う関係機関の課題と地域課題の共有
②市内の就労支援を主として行う関係機関の相互理解と連携促進

構成機関：大津公共職業安定所高島出張所

高島市子ども・若者支援センターあすくる高島

高島市就労準備支援ホップ

高島市障がい者相談支援センターコンパス

新旭養護学校

高島市子育て政策課

高島市社会福祉課

つながり応援センターよろず

高島市社会福祉課くらし連携支援室

湖西地域働き・暮らし応援センター

開催回数：年3～4回程度開催

重点検討事項：①同じ視点を持って支援に携わるために、「働く意義」について考える

②企業側（雇用者側）のニーズ（求める人材、情報等）を理解し、支援者の就労支援について考える

取組み内容：企業との相互理解を深める

企業や市内の資源とのマッチング

情報や状況の共有

主 催：高島市自立相談支援機関（事務局：湖西地域働き・暮らし応援センター）

つながり応援支援者ネットワーク会議 開催要項

趣 旨

実社会とのつながりが希薄化し社会的に孤立している状態、いわゆるひきこもり状態にある方が抱える問題や課題は個別性が高く、個々に応じた支援が必要とされています。

市内でも、家族あるいは支援者等から各相談機関に相談が寄せられ支援につながるケースもありますが、まだまだ支援の必要な方が潜在化していることが予測されるほか、相談につながったケースにおいても、相談者が抱える複雑多様な問題について、各関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら連携し、支援を進めていく必要があります。

また、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けての支援は、中・長期にわたる連続性・継続性が必要であり、安定した仕組みの中で連携してこれにあたる仕組みづくりを進めていく必要があります。

”引きこもり者やその家族の支援”にフォーカスし、これらの仕組みづくりを含め、関係機関のより良い連携について検討することを目的に標記会議を開催します。

会議の目的

現状の関わりの中での課題や支援の状況などを共有しながら、関係機関が良く連携して、支援を進めるための支援の仕組みやチームのあり方について検討します。

参加機関等

仲間の WA！／障がい者相談支援センターコンパス／働き・暮らし応援センター／夢の木訪問看護ステーション／かけはし／少年センターあすくる高島／高島市子ども第三の居場所「ここくる」／高島市こども家庭センター／障がい福祉課／健康推進課／くらし連携支援室／高島保健所／県ひきこもり支援センター／高島高校／安曇川高校／滋賀県社会福祉協議会／市社協地域福祉課／つながり応援センターよろず／就労準備支援ホップ／参加支援事業ふれホップ



ゆたか会

社会福祉法人 ゆたか会
湖西地域働き・暮らし応援センター

<https://yutakakai.jp>



本書の内容については、
下記のホームページからご覧いただけます。

<https://takashima-shakyo.or.jp>